



「車両系鉱山機械・自動車の点検整備強化月間」

2月1日～28日にあたって

令和4年1月
那覇産業保安監督事務所
所長 片岡 秀之

鉱山で働く皆様、鉱山保安対策や新型コロナウイルス感染症対策を実施する等、毎日のお仕事ご苦労様です。

さて、沖縄鉱山保安対策委員会では、2月1日～28日までの間を「**車両系鉱山機械・自動車の点検整備強化月間**」として定め、保安運動を展開します。

車両系鉱山機械・自動車は、採掘を行う鉱山においては使用台数も多く、また使用頻度も高いため、事故にまで至らなくともヒヤリ・ハットの経験を持っている人が多い設備です。関係する事例として、県外で昨年10月にせん孔作業中のクローラードリルの後方で給油用タンクローリー車を停車させ、せん孔作業者に給油することを連絡せずに給油作業を行った。給油作業後、罹災者が給油ホースを片付けていたところ、せん孔作業を終了したクローラードリルのせん孔作業者が後方で作業していることに気付かずに後退してしまい、クローラードリルのステップが罹災者の背中に当たり押されて、前方のタンクローリー車に胸を打ちつけ罹災する災害が発生しています。

その原因は、稼働中のクローラードリルのオペレータへ知らせずに給油作業を行ったこと。また、重機への給油作業に関する作業手順書がなく、罹災者への保安教育がなされていなかった事やクローラードリルの穿孔作業の作業手順書の中に移動時に関する項目がなかった事、クローラードリルが移動する作動する際に作動する警報器の故障等が考えられます。

災害がいつ発生するかは想定できませんが、守るべき義務や手順を怠ることでの結果は予測できます。同様の災害を発生させないためにも、皆様には十分にこの保安運動の主旨を理解されるとともに、下記の事項を今一度点検・見直しを行い、安全で災害のない良い職場環境を築きましょう。

- ★ 始業点検は行っていますか？ キーの管理は適切ですか？
- ★ 定期検査及び年1回以上の精密検査はされていますか？
- ★ 検査は資格者が実施していますか？ 検査結果を記録していますか？
- ★ 車両番号、制限積載重量、最大使用荷重などは表示されていますか？
- ★ 作業前に足場回りを確認していますか？ 十分な広さがありますか？
- ★ 制限速度は守っていますか？
- ★ 運転席内は、清掃、整理されていますか？
- ★ 投入口の車止めは安全な高さに保たれていますか？
- ★ 管理者は安全教育を十分に行っていますか？
- ★ 管理者は車両系鉱山機械・自動車の「作業手順」等を定め周知していますか？
- ★ 教育を受けていない人に運転させていませんか？
- ★ 保安規程や作業手順に沿って運転していますか？
- ★ 当該車両の作業目的以外の作業に使用させていませんか？

<令和3年度 鉱山保安標語準入选作品>

忘れるな初心の気持ち それこそが安全作業の 第一歩

島袋 和紀 (国場鉱山)

保安運動「車両系鉱山機械・自動車の点検整備強化月間」

実施要領

令和 4 年 1 月
沖縄鉱山保安対策委員会

1.実施期間

令和 4 年2月1日(火)~28日(月)までの1ヶ月間

2.保安運動の趣旨

沖縄鉱山保安対策委員会では、重点目標及び期間を定め、鉱山の保安意識の高揚を図るために保安運動を展開している。今回実施する「車両系鉱山機械・自動車の点検整備強化月間」では、車両系鉱山機械・自動車の点検・整備の強化、車両系鉱山機械・自動車・鉱山道路の運行基準及びこれらに関する保安規程(作業手順書)の確認・見直しを行うとともに、鉱山労働者の意識の高揚を図り、車両系鉱山機械等による災害の防止に資することを目的とする。

3.各鉱山の実施事項

1)保安委員会(保安会議・グループ会議)の開催

鉱業権者又は保安統括者(保安管理者)が中心となって、保安委員会等を開催し、保安運動の意義・趣旨について、その周知徹底を図るとともに、リスクアセスメントの手法を用いて車両系鉱山機械等を使用した作業に潜むリスク、それに対するリスク低減対策等を検討し、保安規程(作業手順書)の確認・見直しを行う。

2)車両系鉱山機械等の点検整備

鉱業権者、保安統括者(保安管理者)、鉱山労働者等による調査班を編成し、次の事項について一斉点検を実施し、その結果を検討するとともに改善を必要とする事項について早急に措置する。

また、必要に応じ、保安規程の関係箇所の実施状況についても確認することとする。

- ① 車両系鉱山機械及び自動車の始業点検の実施及び結果の記録
- ② 車両系鉱山機械及び自動車の定期的な検査の実施及び結果の記録
- ③ 整備不良車両及び故障車両の早期整備の実施
- ④ 車両系鉱山機械及び自動車の修理及び点検整備中の事故防止の徹底
- ⑤ 鉱山道路及び道路標識、転落防止施設等の保安設備の点検見直し
- ⑥ 運転手及びオペレーターの再教育の実施
- ⑦ 保安規程(作業手順書)の確認・見直し
- ⑧ 車両番号、制限積載重量など運転管理上必要な事項の表示
- ⑨ 外販車の運転手への保安規程等の周知徹底、遵守
- ⑩ その他

4.各地区鉱山保安対策委員会の実施事項

保安対策委員長が中心となり、保安運動推進班を編成し、地区内鉱山を巡視して、相互に啓発し合うほか、ビデオ上映等を行い、鉱山労働者に対する保安教育を行う。

5.監督事務所の実施事項

- (1) 所長メッセージ及び推進票を管内鉱山に配布する。
- (2) 必要に応じて監督官を派遣し、各地区保安対策委員会の支援を行う。

車両系鉱山機械・自動車の点検整備強化月間推進票

鉱山

令和4年 月 日

番号	所有する車両等の 種類・メーカー・型式	定期・精密検査実施月一覧												備考 専兼別
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														

検査実施者 定期： 資格等()
 精密： 資格等()

安衛則による車両系建設機械の点検について(参考資料)

土木工事等に兼用している車両系鉱山機械は労働安全衛生規則(安衛則)の規制を受けます。

鉱山のみで使用されている車両系鉱山機械の点検についても保安規程を定める上で参考となるものです。

安衛則では車両系建設機械の点検について大きく3種類を挙げている。

1.年次検査(特定自主検査) 2.月次検査 3.作業前検査

年次検査は、特定自主検査という特別な検査であり、有資格者でなければならない。

特定自主検査の方法としては、ユーザーが自社で使用する機械を、資格を持つ検査者に実施させる「事業内検査」と、ユーザーの依頼により登録検査業者が実施する「検査業者検査」とがある。

☆事業内検査

厚生労働大臣が定める研修を修了した者

国家検定取得者等一定の資格のある者

☆検査業者検査

厚生労働大臣に登録した検査業者

第 167 条

車両系建設機械については、1 年以内ごとに 1 回、定期に自主検査を行わなければならない。

第 168 条

車両系建設機械については、1 月以内ごとに 1 回、定期に自主検査を行わなければならない。

第 169 条

事業者は、前 2 条の自主検査を行ったときは、記録して、3 年間保存しなければならない。

第 169 条の 2

車両系建設機械の年次点検は、有資格者による特定自主検査とする。

第 170 条

車両系建設機械はその日の作業を開始する前に、点検を行わなければならない。

第 171 条

異常を認めるときは、直ちに補修等の措置を講じなければならない。



協会が頒布している標章類

